

学校感染症用

保護者 各位

東京都立久我山青光学園校長
宮田 守

学校感染症による登校許可届について

学校保健安全法施行規則に基づき、「学校において予防すべき感染症」にり患した幼児・児童・生徒は、必要な期間、登校を見合わせるように定められています。出席停止期間は、十分な休養を取り、早期に回復させるためとともに、学校内での感染拡大を防ぐためのものです。なお、出席停止により休んだ期間は「欠席」の扱いにはなりません。

これらの感染症にり患した場合は、必ず学校まで御連絡ください。また、診断を受けた医師の指示により、学校への登校許可がございましたら、下記の「学校感染症による登校許可届」を保護者の方が御記入、押印の上、担任へ御提出ください。（なお、感染症の症状により、医師の証明書を提出していただく場合があります。）

キ リ ト リ セ ン

学校感染症による登校許可届

東京都立久我山青光学園 校長 殿

（視覚・知的）障害教育部門

幼・小・中学部 _____年 _____組 氏名 _____

下記の疾患について、 _____月 _____日に医師の診断を受けました。

このため、 _____月 _____日から _____月 _____日まで自宅で療養していましたが、登校許可がございましたので、連絡いたします。

【診断名】 _____

【医療機関名】 _____ 【電話番号】 _____

令和 _____年 _____月 _____日 【保護者氏名】 _____